

第1回 地方税制のあり方に関する検討会
議事次第

〔 令和7年2月28日（金）
10時00分～12時00分
合同庁舎2号館7階 省議室 〕

- 1 開会
- 2 小西座長挨拶
- 3 議事
 - (1) 道府県民税利子割について
- 4 閉会

配布資料

- 「地方税制のあり方に関する検討会」開催要綱
- (資料1) これまでの議論
 - (資料2) 制度創設経緯等
 - (資料3) 利子割を巡る現状等
 - (資料4) 税収帰属の適正化のための方策
 - (資料5) 今後の検討にあたっての論点（案）
 - (資料6) 検討会のスケジュール

「地方税制のあり方に関する検討会」開催要綱
(令和7年2月25日 地方財政審議会決定)

1. 趣 旨

地方税制に係る諸課題について検討を行うため、地方財政審議会の下で本検討会を開催する。

2. 名 称

本検討会は、「地方税制のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

3. 構 成

地方財政審議会委員、別紙に掲げる地方財政審議会特別委員(関連する分野の学識経験者として、地方財政審議会令第2条第2項に基づき総務大臣が任命)をもって、検討会を構成する。

4. 運 営

- (1) 検討会に座長を置き、地方財政審議会会長がこれを務める。
- (2) 検討会は、座長が運営する。
- (3) 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 検討会の会議は、原則として公開しないが、会議終了後、配布資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに会議の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (5) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が決定する。

地方税制のあり方に関する検討会委員

(地方財政審議会委員)

◎小西 砂千夫 会長

内田 明憲

西野 範彦

古谷 ひろみ

星野 菜穂子

(地方財政審議会特別委員) 令和7年2月28日 総務大臣任命

上村 敏之 関西学院大学経済学部教授

小西 杏奈 専修大学経済学部准教授

齊藤 由里恵 中京大学経済学部准教授

坂巻 綾望 同志社大学大学院司法研究科教授

佐藤 英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

林 宏昭 関西大学経済学部教授

吉村 政穂 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻教授

(◎は座長)

令和7年2月28日

資料1

①これまでの議論

総務省自治税務局市町村税課

個人住民税の仕組み(所得類型別)

所得類型	給与・事業所得等	上場株式等の配当	上場株式等の譲渡益 (※1)	預金利子等
住民税の種別	所得割	配当割	株式等譲渡所得割	利子割
税率	10% 〈所得税〉5%～45%	5% 〈所得税〉15%		
納付先	納税義務者の住所地都道府県 (※2)			納税義務者の 口座所在地都道府県 (※3)
税収 (R5決算)	13兆683億円	2,407億円	2,683億円	222億円

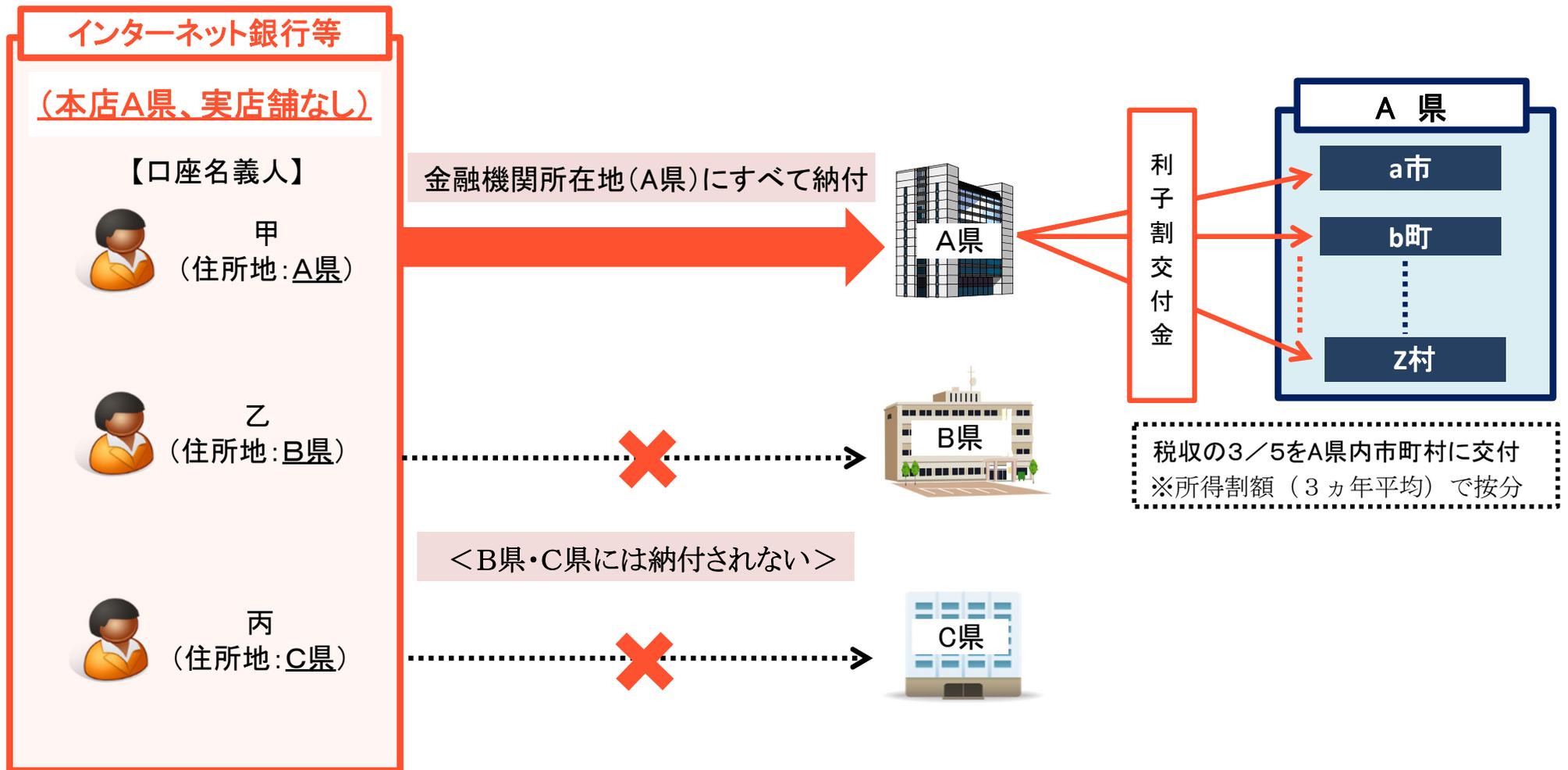
※1 譲渡益は源泉徴収口座におけるものに限る。

※2 所得割は住所地市町村にも納付、上場株式等の配当等は源泉徴収されるが、確定申告可能（総合課税又は申告分離）。

※3 利子等の支払い事務を行なう営業所等の所在都道府県。昭和63年度の制度創設時においては、預金は預金者の住所地に近い金融機関に預けられることが通常で都道府県単位での住所地とのずれはそれほど大きなものとはならないと考えられていたことや金融機関の事務負担等の理由から、住所地課税の例外となっている。

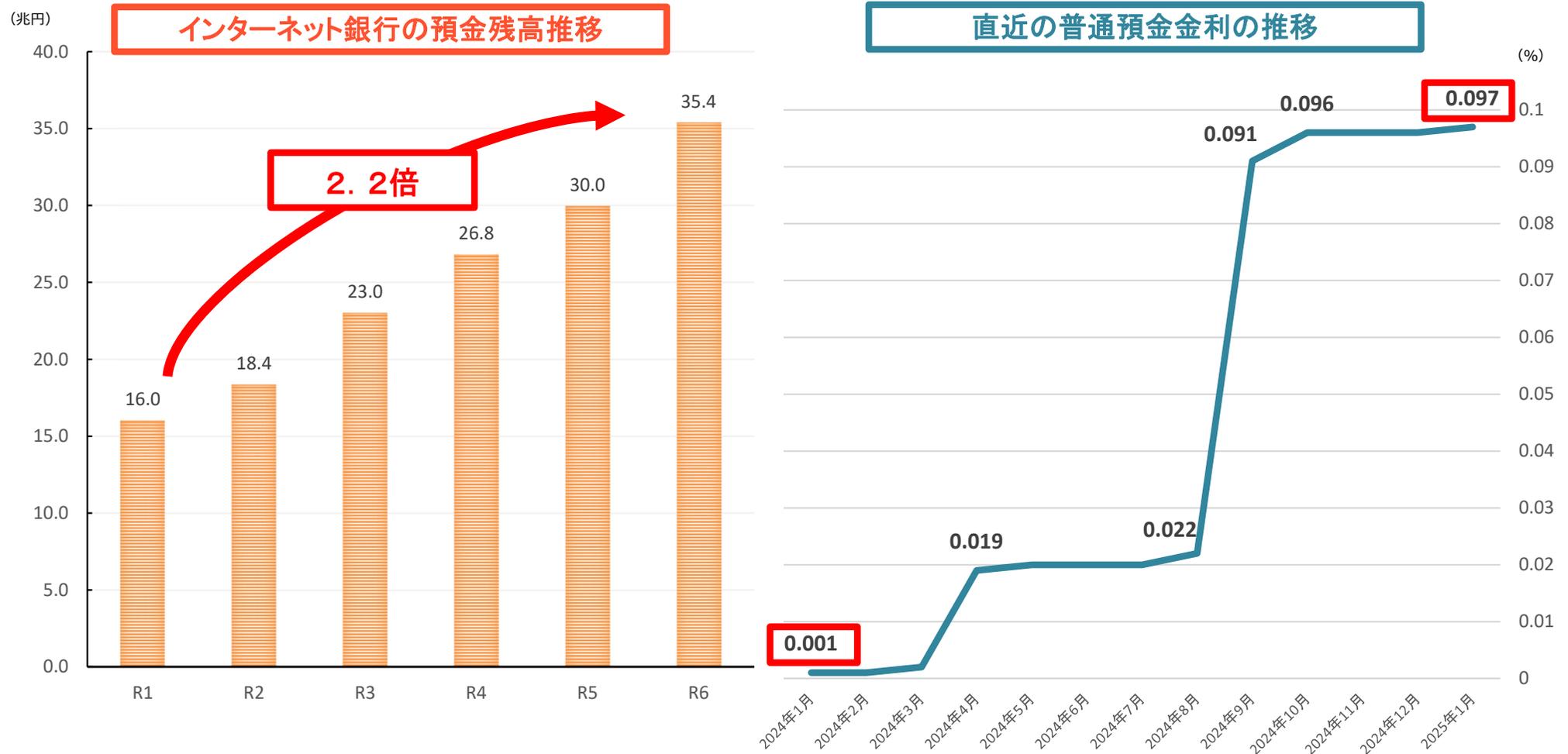
利子割に係る納付先(インターネット銀行の例)

- 個人住民税の利子割については、金融機関等の口座所在地課税となっている。
- 預金者の住所地に関わらず、金融機関の支店・営業所が所在する都道府県に納付がなされている。
※ なお、利子割と同様に金融機関が徴収・納付を行う配当割・株式等譲渡所得割は住所地に納付されている。



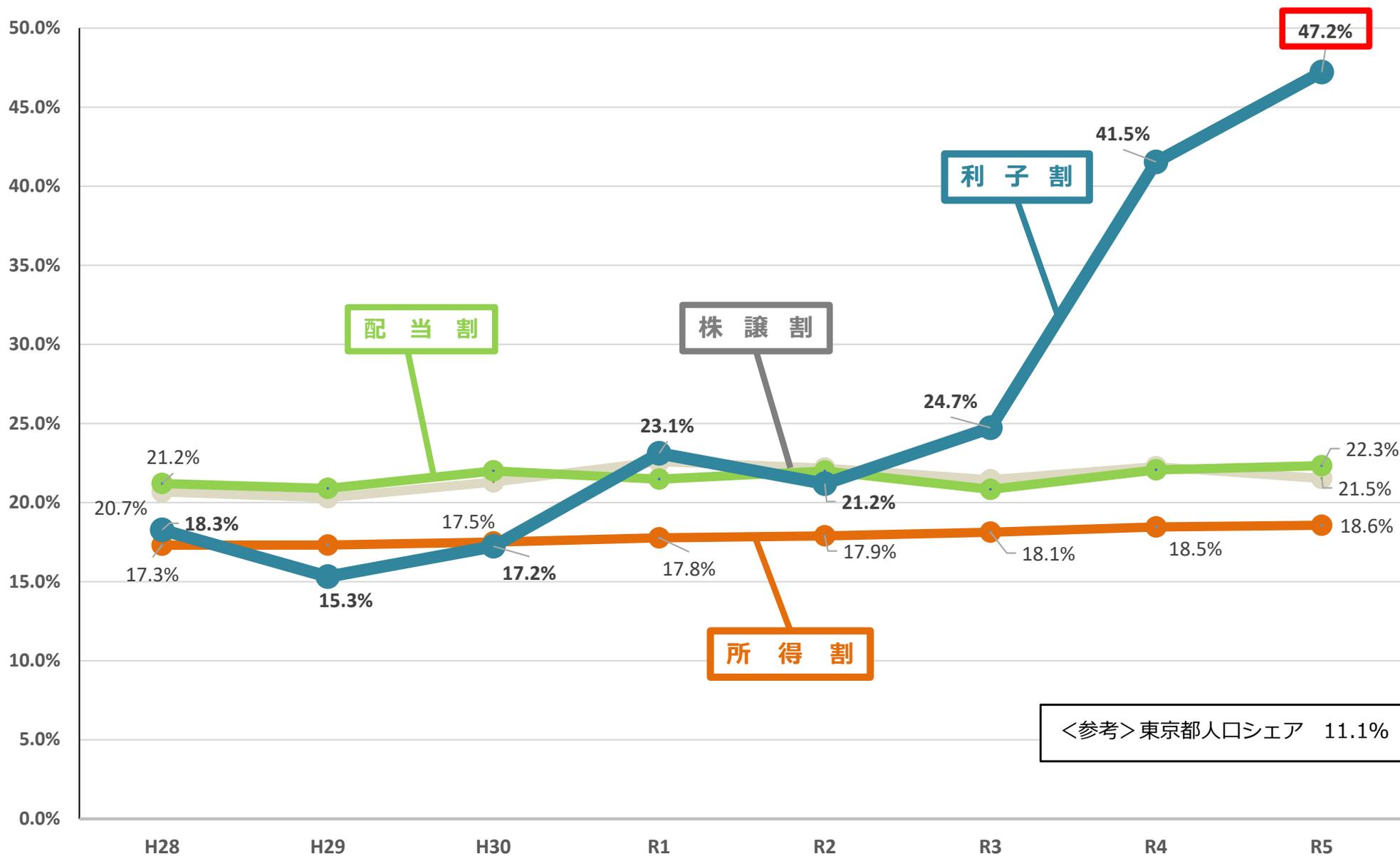
インターネット銀行の動向等

- インターネット銀行の預金残高は現在35兆円程度（R1比+約19兆円、2.2倍程度）。
- 普通預金金利については年初に0.001%であったものが4月以降に0.02%、10月には0.1%弱の水準まで上昇。



※ インターネット銀行の預金残高については総務省調べ（法人分を含む数字）。楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行10行の各年3月末時点の預金残高（各社HPを参照）の合計額を表示。
※ 普通預金金利の推移については「日本銀行時系列統計データ」の普通預金に係る「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等（月次）」に基づき作成。

個人住民税(割毎)に係る東京都シェアの推移



※1 決算統計データを基に作成。

※2 東京都人口シェアは令和2年度国勢調査人口等基本集計に基づき作成。

○ 令和7年度税制改正大綱（抄）

令和6年12月20日
自由民主党
公明党

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

2. 地方創生や活力ある地域経済の実現

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに、都市部から地方への移住を拡大する観点から、「若者・女性にも選ばれる地方」をつくることが重要である。このため、行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

大綱決定を受けた全国知事会の声明

○全国知事会「令和7年度与党税制改正大綱」について（抜粋）（令和6年（2024年）12月20日）

また、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築のため、拡大しつつある地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進めることとされた。特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割について、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討することとされたことを高く評価する。今後、現在の社会経済情勢に対応した地方法人課税のあり方も含め、分析・検討をお願いしたい。

令和7年2月28日

資料2

②制度創設経緯等

総務省自治税務局市町村税課

利子割の概要

項 目	内 容
1. 課 税 主 体	都道府県
2. 納 税 義 務 者	利子等の支払を受ける者 (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)
3. 課 税 標 準	支払を受けるべき利子等の額
4. 税 率	5% (所得税15%)
5. 徴 収 方 法 等	
・ 特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関等
・ 納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県
・ 納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入
6. 所得割との調整	申告不可のため所得割との調整はない
7. 交 付 金	利子割総額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付
交 付 基 準	各市町村の個人の道府県民税収入決算額(滞納繰越分を含む。)の県計に対する割合の当該年度前3年度の平均値
交 付 時 期	8月: 前年度3月から7月までに係る利子割の額 12月: 8月から11月までに係る利子割の額 3月: 12月から2月までに係る利子割の額
8. 税 収	222億円(令和5年度決算額) 令和7年度地方財政計画449億円(対前年度比+252億円)

道府県民税利子割創設時の経緯等①

利子・配当課税の基本的あり方（「税制の抜本的見直しについての答申」(昭和61年10月)）

- 所得税において源泉分離課税を選択した利子・配当所得等が個人住民税で非課税とされていることについては、
 - ・ 利子・配当所得等の中で特定のものについてのみ個人住民税の負担を求めないことになること
 - ・ 住民の間で利子・配当所得等を主たる所得とする住民の税負担がその他の住民に比べて相対的に軽くなることなど、課税の公平の問題がある。
- 利子・配当所得は、発生の大量性、その元本である金融商品の多様性等の特異性を有していることから、利子・配当所得の完全な把握を行おうとすれば、大がかりで精緻な仕組みと相当膨大な費用が必要となるとともに、貯蓄者や金融機関にも煩雑な手続を求めることとなる。
- 費用対効果の問題等を総合勘案すれば、利子・配当課税については、費用面、手続面からの限界を考慮した上での現実的かつ実行可能な制度を求めていく必要がある。
- 貯蓄者、金融機関及び税務当局の事務負担等に十分配慮しつつ、個人住民税を課税するか、又はこれに相当する負担を求めることが適当。

税制の抜本的見直しについての答申(抜粋)(昭和61年10月)

ハ さらに、利子・配当課税のあり方の検討に当たっては、貯蓄者、金融機関及び税務当局にとつての事務的負担や費用の問題について、その効果との関連も含め十分検討する必要があるものと考えられる。

利子・配当所得は、発生の大量性、その元本である金融商品の多様性等の特異性を有している。したがって、本人確認、名寄せを確実にし、利子・配当所得の完全な把握を行おうとすれば、大がかりで精緻な仕組みと相当膨大な費用が必要となるとともに、貯蓄者や金融機関にも煩雑な手続を求めることとなるが、それにはやはりおのずから限界があると言わざるを得ない。

利子・配当所得についての把握体制が整備されたとしても、金融商品には代替可能性、流動性があることから、他の形態の所得等に転化する可能性も高く、結局、費用対効果の問題等を総合勘案すれば、利子・配当課税については、費用面、手続面からの限界を考慮した上での現実的かつ実行可能な制度を求めていく必要がある。

道府県民税利子割創設時の経緯等②

利子・配当課税の基本的あり方(続き) (「税制の抜本的見直しについての答申」(昭和61年10月))

- 個人住民税における利子・配当課税の仕組みに対して、以下の意見が交わされた。
 - ・ 一律分離課税方式が住民税の性格を踏まえた簡素な方式であり、所得税に対応した課税方式(所得税の課税方式の区分に対応して総合課税、分離課税又は申告不要とする方式)に比較して事務負担も総体的に小さく適当。
 - ・ 課税団体については、金融機関等の事務負担が大きくなるものの、既存の住民税の制度との整合性を考慮し、基本的に利子等の支払を受ける者の住所所在地の都道府県とすることが適当。
 - ・ 既存の住民税の住所地課税の原則に反し、総合課税の場合の課税団体との調整の問題があるものの、金融機関等の事務負担を小さくするため、金融機関等の営業所所在地の都道府県とすることが適当。

最終制度案 (「昭和62年度の税制改正に関する答申」(昭和61年12月))

- 所得税において「一律分離課税方式」による課税の対象となる利子についても、課税できる仕組みを設けることが適当。
- 利子の支払を取り扱う金融機関等の営業所所在地の都道府県が、支払時に特別徴収の方法により、他の所得と分離して5%の税率で課税する「都道府県一律分離課税方式」を採用することが中立・簡素等の要請にもこたえつつ実質的公平にも資するものとして適当。
- 市町村に対しては、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の最低税率の比率によつて、個人利子課税相当分の5分の3を交付することが適当。

個人住民税における金融所得課税に係る税収帰属の考え方(利子割)

利子割・配当割・株式等譲渡所得割の課税団体

利子割	…利子等の支払の事務等を行う <u>営業所等所在地の都道府県</u>	} S63創設
配当割	…特定配当等の支払を受ける者の支払時の <u>住所地の都道府県</u>	
株式等譲渡所得割	…その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の <u>住所地の都道府県</u>	} H15創設

利子割における金融機関等所在地課税の考え方 ※当時のQ&A集抜粋 (出典)「道府県民税利子割詳解」(平成元年)

- ① 住所地団体(各市町村)に納入することとした場合には、金融機関等において預金者の住所地ごとに特別徴収した額を区分して納入することが必要になり、事務負担が大きくなること。
- ② 預金は日常生活に密着したものであることから、預金者の住所地に近い金融機関等に預けられることが通常であり、利子の支払いを行う金融機関等の所在地の都道府県が課税することとなれば、都道府県単位での住所地と金融機関等の所在地のずれはそれほど大きなものとはならないと考えられること。
- ③ 金融機関等所在地課税であれば、金融機関等において、預金者の所在地ごとに区分し各地方団体に一括納入することとなるため、徴収納税事務は大幅に簡素化されること。
- ④ 住所地の都道府県と異なる都道府県内の金融機関等に預金する者についても、通常、当該都道府県において勤務する等なんらかの活動を行い、地方団体のサービスを楽しんでいると考えられるので、金融機関等の所在地で課税する方式は、地方税の応益原則に合致する面もあると考えられること。

【参考】 利子割・配当割・株式等譲渡所得割の概要

	利 子 割	配 当 割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県		
②納税義務者	利子等の支払を受ける者 (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)	一定の上場株式等の配当等及び特定口座外の割引債の償還金の差益金額(特定配当等)の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収選択口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)
③課税標準	支払を受けるべき利子等の額	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額)
④税率	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)
⑤徴収方法等 ・特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関	特定配当等の支払をする株式の発行会社等又は支払を取り扱う金融証券会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等
・納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県
・納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥所得割との調整	(申告不可のため所得割との調整はない)	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除(特定配当等について総合課税で申告した場合には、配当控除も適用)	
⑦交付金	各収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付		
⑧税収	2.22億円(R5年度決算額)	2,407億円(R5年度決算額)	2,683億円(R5年度決算額)

【参考】 「利子等」 (法23十四) に係る課税方式の全体像 (現行)

「利子等」に含まれる所得		所得税	個人住民税	
イ	一般利子等(租特法3①) (※1を除く。)	利子等(所法23①)に規定する利子等のうち、※2以外のもの	○源泉徴収15% (租特法3①)	○特別徴収5% (地法71の6) 【道府県民税利子割】
		含む 利子等(所法23①)とみなされる勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る差益(租特法4の4①)		
		※3の支払、買取の対価等		
ロ	国外一般公社債等の利子等(租特法3の3①)で国内における支払の取扱者を通じて支払を受けるもの	○源泉徴収15% (租特法3の3①)		
ハ	私募公社債等運用投資信託等(租特法8の2①)の収益の分配に係る配当等 (※1を除く。)	公社債等運用投資信託(その設定に係る受益権の募集が公募により行われたものを除く。)の受益権(租特法8の2①一)	○源泉徴収15% (租特法8の2①)	
		特定目的信託(その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が公募により行われたものを除く。)の社債的受益権(租特法8の2①二)		
ニ	国外私募公社債等運用投資信託等の配当等(租特法8の3①)で国内における支払の取扱者を通じて支払を受けるもの	○源泉徴収15% (租特法8の3①)		
ホ	懸賞金付預貯金等の懸賞金等(租特法41の9①)	○源泉徴収15% (租特法41の9①)		
ヘ	給付補填金、利息、利益又は差益(所法174三～八)	定期積金に係る契約に基づく給付補填金(所法174三)	○源泉徴収15% (所法175一)	
		銀行法2④の契約に基づく給付補填金(所法174四) (※3の支払、買取の対価等を含む。)		
		抵当証券(抵当証券法1①)の利息(所法174五)		
		金投資(貯蓄)口座の差益(所法174六)		
		外貨投資口座の差益(所法174七)		
		一時払保険金の差益(所法174八)		

※1 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税(所法10①)の適用を受ける利子又は収益の分配、勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税(租特法4の2①)の適用を受ける利子、収益の分配又は差益及び勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税(租特法4の3①)の適用を受ける利子、収益の分配又は差益【→非課税】

※2 特定公社債の利子(租特法3①一)、公社債投資信託で受益権の募集が公募により行われたもの又は受益権が株式等に該当するものの収益の分配(租特法3①二)、公募公社債等運用投資信託の収益の分配(租特法3①三)、特定公社債以外の公社債の利子で、その支払の確定した日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該公社債の利子の支払をした法人が同族会社に該当することときにおける当該株主その他の租特令1の4③各号に掲げる者が支払を受けるもの(租特法3①四)【→配当所得】

※3 預金保険法53①の規定による支払、同法70①の規定による買取りの対価及び同法70②ただし書の規定による支払、農水産業協同組合貯金保険法55①の規定による支払、同法70①の規定による買取りの対価及び同法第七十条第二項ただし書の規定による支払並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律7②に規定する休眠預金等代替金の支払

【参考】金融所得課税の沿革

	S46	S63(利子割創設) H元(株式譲渡益に対する課税)	H15・H16(配当割・株譲割創設)	H21	H28
利子	<ul style="list-style-type: none"> ・総合 ・源泉分離選択可 所:20%、住:非課税 (段階的に引き上げられ、S53~:35%) ※定期預金等 ・申告不要(源泉徴収のみ) 所:15%、住:非課税 (S53~:20%) ※要求払預金等 	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉分離 所:15%、住:5% 			
配当	<ul style="list-style-type: none"> ・総合 ・源泉分離選択可 (1銘柄年50万円未満等) 所:20% ※住は総合 (段階的に引き上げられ、S53~:35%) ・申告不要(源泉徴収のみ) (1銘柄年5万円以下等) (S49:5万円→10万円) 所:15%、住:非課税 (S53~:20%) 		<ul style="list-style-type: none"> (H15・H16) <上場(大口株主を除く)> ・総合 ・申告不要(源泉徴収のみ) 所:15%、住:5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減 <非上場> ・総合 ・申告不要(源泉徴収のみ) (少額配当のみ) 所:20% ※住は総合 		<ul style="list-style-type: none"> ・総合 ・申告不要(源泉徴収のみ) ・申告分離 所:15%、住:5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減
株式譲渡益	<ul style="list-style-type: none"> 原則非課税 	<ul style="list-style-type: none"> (H元) ・申告分離 所:20%、住:6% ・源泉分離選択可(上場) (みなし利益方式) ※譲渡代金×5%を所得 みなし、源泉徴収 所:20%、住:非課税 (H8:5%→5.25%) 	<ul style="list-style-type: none"> (H15) ・申告分離 所:15%、住:5% ※ 上場はH25まで所7%、住3%に軽減 ※ 非上場はH15のみ所20%、住6% <源泉徴収選択口座> ・申告分離 ・申告不要(源泉徴収のみ) 所:15%、住:5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減 ※ H15は所のみ7% 	<ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の配当と譲渡損失の損益通算 	<ul style="list-style-type: none"> ・公社債等の課税方式の変更 ・特定公社債等の利子と譲渡損失の損益通算
先物		(H13)・申告分離 所:20%、住:6%	(H15)・申告分離 所:15%、住:5%	住は翌年度所得割で3%分離課税	

住民税の税率は、税源移譲前の住民税の最低税率に合わせた。

※H28年より法人に係る利子割を廃止

課税の中立性の観点から、利子課税の税率に合わせた。

投資促進の観点

投資促進の観点

※H26年:NISA創設
H28年:ジュニアNISA創設
H30年:積立NISA創設

※S63:利子割について、「少額貯蓄非課税制度」を「老人等少額貯蓄非課税制度」に改組 H14:「老人等少額貯蓄非課税制度」を「障害者等少額貯蓄非課税制度」に改組

【参考】金融所得課税における課税方式の考え方

【利子】

- 利子については、大量に発生すること、その元本である預貯金等が多種多様で、容易に商品間の代替が可能であることなどの特性を踏まえ、納税者番号制度などの所得の捕捉体制が整備されていない下で、実質的な課税の公平の確保に加え、課税の費用面、手続面などからの諸制約も考慮して、所得税15%及び個人住民税5%の一律源泉分離課税が採られています。

【わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（平成12年7月 政府税制調査会）】

【配当】

- 配当所得については、事業参加性のある所得であることを踏まえ、総合課税を基本としつつ、納税者の事務負担に配慮して所得税の少額配当申告不要制度を設けてきた。平成15年度税制改正において、大口以外の上場株式の配当及び公募株式投資信託の収益分配金について、一般投資家にとってみれば事業参加性のある所得というよりも他の金融所得と同様の金融商品から生ずる所得であるという点に着目し、上限なしの申告不要制度が導入された。

【金融所得課税の一体化についての基本的考え方－金融小委員会報告－（平成16年6月 政府税制調査会金融小委員会）】

【株式譲渡益】

- 株式等譲渡益は、
 - ・ 株式相場の状況などに応じて、株式等の譲渡の時期を選択することにより、納税者が所得の発生する時点を自由に選択できるという意味での裁量性の高い所得であり、したがって課税の繰延べが容易であること
 - ・ 株式等の譲渡により値上がり益が実現したときに得られる所得であり、譲渡価格から取得費等を控除して算出されることから、たとえ譲渡価格が同じでも、所得金額が同じとは限らず、本来、譲渡価格を基準とした源泉徴収になじみにくいこと
 - ・ 株主権の行使を伴う事業参加的な投資の収益の性格をも有すること

などの性格を有しています。このような点を踏まえ、株式等譲渡益課税については申告分離課税が採られています。

【わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（平成12年7月 政府税制調査会）】

- 平成15年1月1日からの個人の株式等譲渡益課税の申告分離課税への一本化に伴い、個人投資家の確定申告等の事務の負担の軽減に配慮する観点から、平成14年度改正において、他の株式等に係る譲渡所得等と区分してその金額の計算を行う特例が適用される「特定口座」を通じて行う上場株式等の譲渡による所得について、申告不要の特例を設けることとされ、
(略)

【コンメンタール所得税法】

【参考】金融所得に対する課税について

	【預貯金等】	【特定公社債以外等】	【特定公社債等】	【上場株式等】	【非上場株式】	【先物取引】
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">利子</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">利子</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">譲渡損益</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">損益通算可能</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">利子</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">配当</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">譲渡損益</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">譲渡損益</div> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">配当</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">譲渡損益</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">譲渡損益</div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">税率 ・ 課税 方式</div>	利子：5%分離※1 譲渡益：5%分離		5%分離※2		配当：10%総合 譲渡益：5%分離	5%分離
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">課税地</div>	利子：利子支払等金融機関 所在都道府県課税 譲渡益：住所地課税		住所地課税 (源泉徴収は都道府県)		住所地課税	住所地課税
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">源泉 徴収 ・ 申告</div>	利子：源泉徴収あり(利子割) 申告不可 譲渡益：源泉徴収なし 申告義務あり		源泉徴収あり (配当：配当割 譲渡益：株式等譲渡所得割) 申告任意※3		源泉徴収なし 申告義務あり	源泉徴収なし 申告義務あり

※1 公社債等の償還差益は譲渡益とみなされる

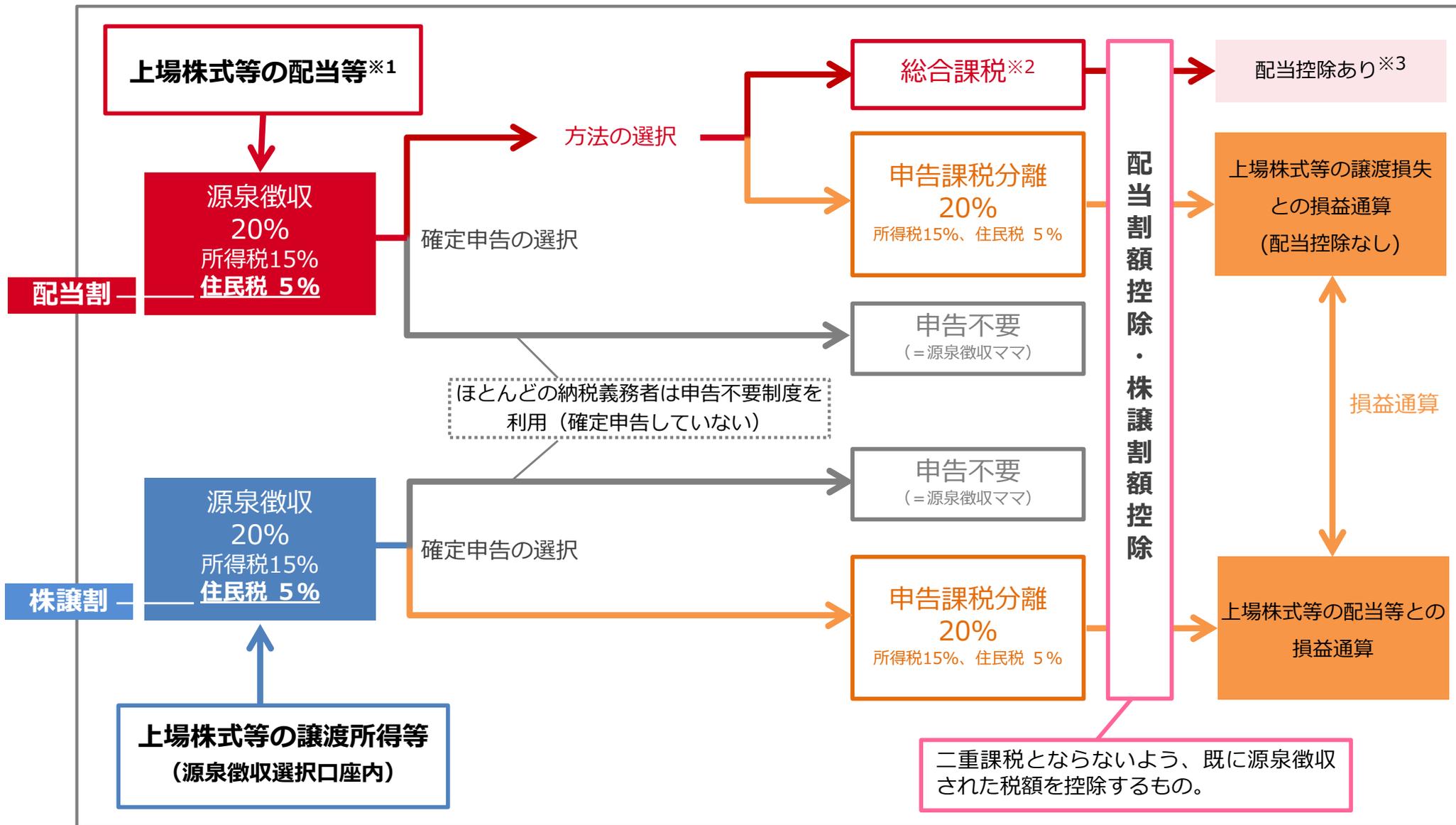
※2 上場株式等の配当については総合課税(10%)も選択可

※3 上場株式等の譲渡損益に係る源泉徴収は源泉徴収選択口座内のみ。その他は申告義務あり

※4 その他の金融資産の収益・譲渡損益については、10%総合課税(源泉徴収なし・申告義務あり)

【参考】上場株式等の配当等・譲渡所得等に係る課税イメージ

- 上場株式等の配当等・譲渡所得等（源泉徴収選択口座）については、まず20%の源泉徴収が行われ（うち5%が配当割、株譲割）、納税義務者の選択によって申告不要（＝源泉徴収ママ）又は確定申告による精算ができる。



※1 大口株主等を除く ※2 累進税率（所得税5～45%、住民税10%） ※3 法人税と所得税の二重課税を調整するための控除

※4 国税については復興特別所得税として所得税とは別に0.315%が課されている。

利子割納付に係る事務について

- 利子割に係る特別徴収義務者については、利子等の支払又はその取扱いをする者で都道府県内に営業所等を有する者であるとされており、特別徴収義務者は、個々の営業所等ではなく金融機関等である法人そのものとなる。
- その上で、特別徴収税額の納入等の事務を実際に行う営業所等は以下のどこであっても差し支えないとされており、金融機関によって申告・納付の形態は様々となっている。
 - ① 本店から各都道府県に一括納入
 - ② 都道府県内に所在する営業所等のうち主たるものから当該都道府県分を一括納入
 - ③ 都道府県内に所在する各営業所等から当該営業所等分を納入

道府県民税利子割納入申告書

知事殿		特別徴収義務者		県・営	
令和 年 月 日提出		所在地及び名称			
令和 年 月 日提出		(所属)			
特別徴収義務者番号		(電話)			
		法人番号			
処理事項		口座番号		加入者名	
支払金額	0 1	十	億	千	百
特別徴収税額	0 2				
(延滞金)	0 3				
納入金額合計	0 4				
課税事務所				受付印	
(取りまとめ店)					
(取りまとめ局)		都道府県 局(〒)			
上記のとおり利子割の納入について申告します。		(都道府県保管)			

備考

- 1 この納入申告書には、第12号の4様式、第12号の4の2様式又は第12号の4の3様式の計算書及び都道府県内の営業所等分を一括納入する場合には、第12号の5様式の営業所等別明細書を添付すること。
- 2 この納入申告書の記載の要領は、次によること。
 - (1) 「令和 年 月 日提出」欄には、利子等の支払をした年月を記載すること。
 - (2) 「特別徴収義務者番号」欄には、都道府県知事が指定した番号を記載すること。
 - (3) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄には、特別徴収事務を実際に行う営業所等(本社、本店を含む。)の所在地及び名称等を記載すること。
 - (4) 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
 - (5) 「県・営」欄は、都道府県内の営業所等分を一括納入する場合は「県」を、営業所等毎に納入する場合は、「営」を○で囲むこと。
 - (6) 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
 - (7) 「支払金額」欄には、利子割が課される利子等の支払金額を記載すること。
 - (8) 「特別徴収税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。
 - (9) 「納入金額合計」欄には、特別徴収税額と延滞金の合計額を記載すること。

第十二号の三様式(第三条の七関係)

道府県民税配当割納入申告書

知事殿		特別徴収義務者		所在地及び名称	
令和 年 月 日提出		特別徴収義務者			
令和 年 月 日提出		(所属)			
法人番号		(電話)			
旧法人番号					
処理事項		口座番号		加入者名	
支払金額	0 1	十	億	千	百
税額	0 2				
(延滞金)	0 3				
納入金額合計	0 4				
課税事務所				受付印	
(取りまとめ店)					
(取りまとめ局)		(〒)			
上記のとおり配当割の納入について申告します。		(都道府県保管)			

備考

- この申告書の記載の要領は、次によること。
- 1 「令和 年 月 日提出」欄には、配当等の支払をした年月を記載すること。
 - 2 「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を記載すること。
 - 3 「旧法人番号」欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること(同一の場合は空欄とすること)。
 - 4 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
 - 5 「支払金額」欄には、配当割が課される配当等の支払金額を記載すること。
 - 6 「税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。
 - 7 「納入金額合計」欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
 - 8 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
 - 9 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

第十二号の七様式(第三条の十関係)

令和7年2月28日

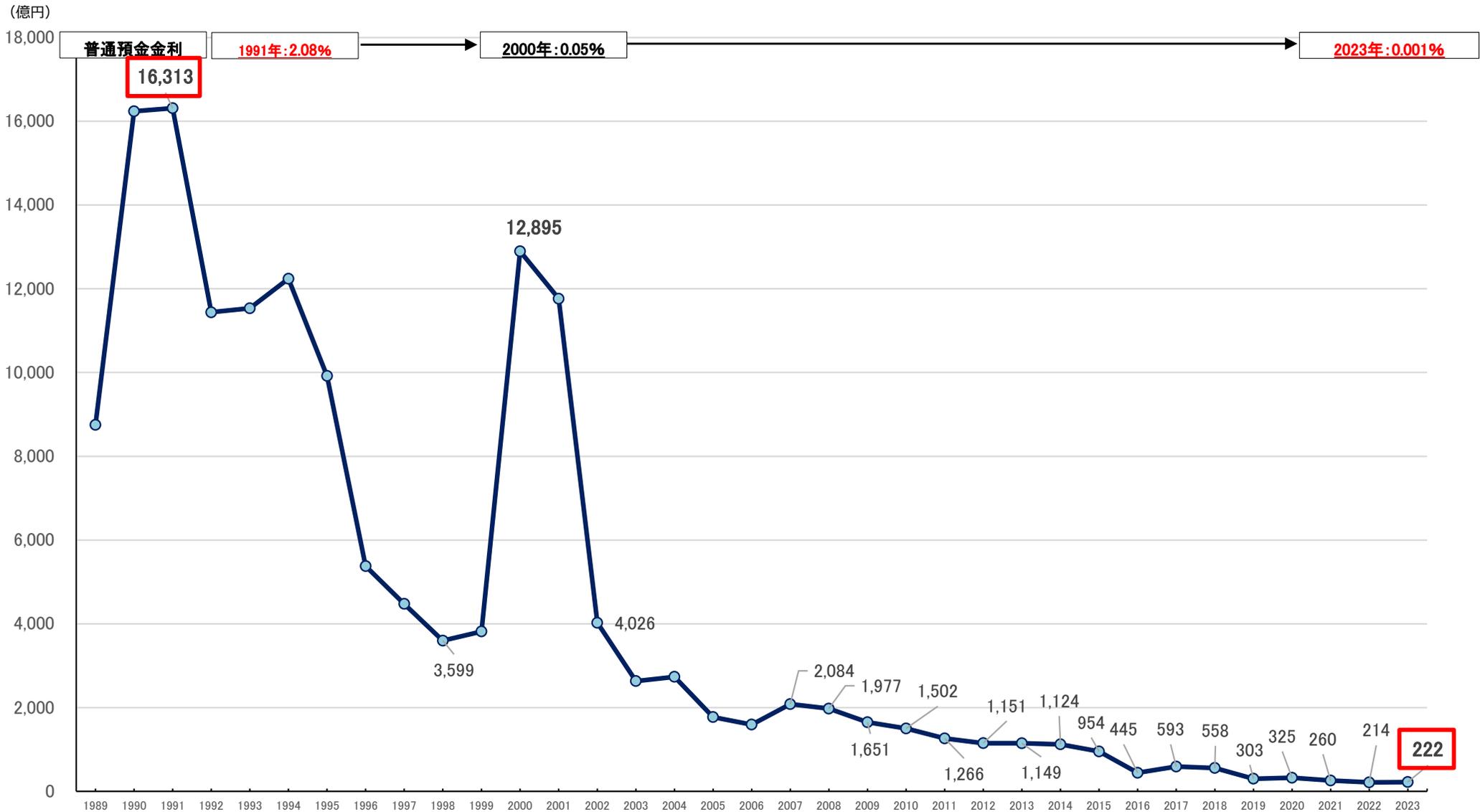
資料3

③利子割を巡る現状等

総務省自治税務局市町村税課

利子割の推移(平成元年以降)

○ 都道府県民税利子割の税収額については、1991年(H3)に16,313億円となりピークを迎えて以降、預金金利の低下等に伴い減少傾向にある。直近2023年(R5)で222億円となっている(H3ピーク時の1.3%程度)。



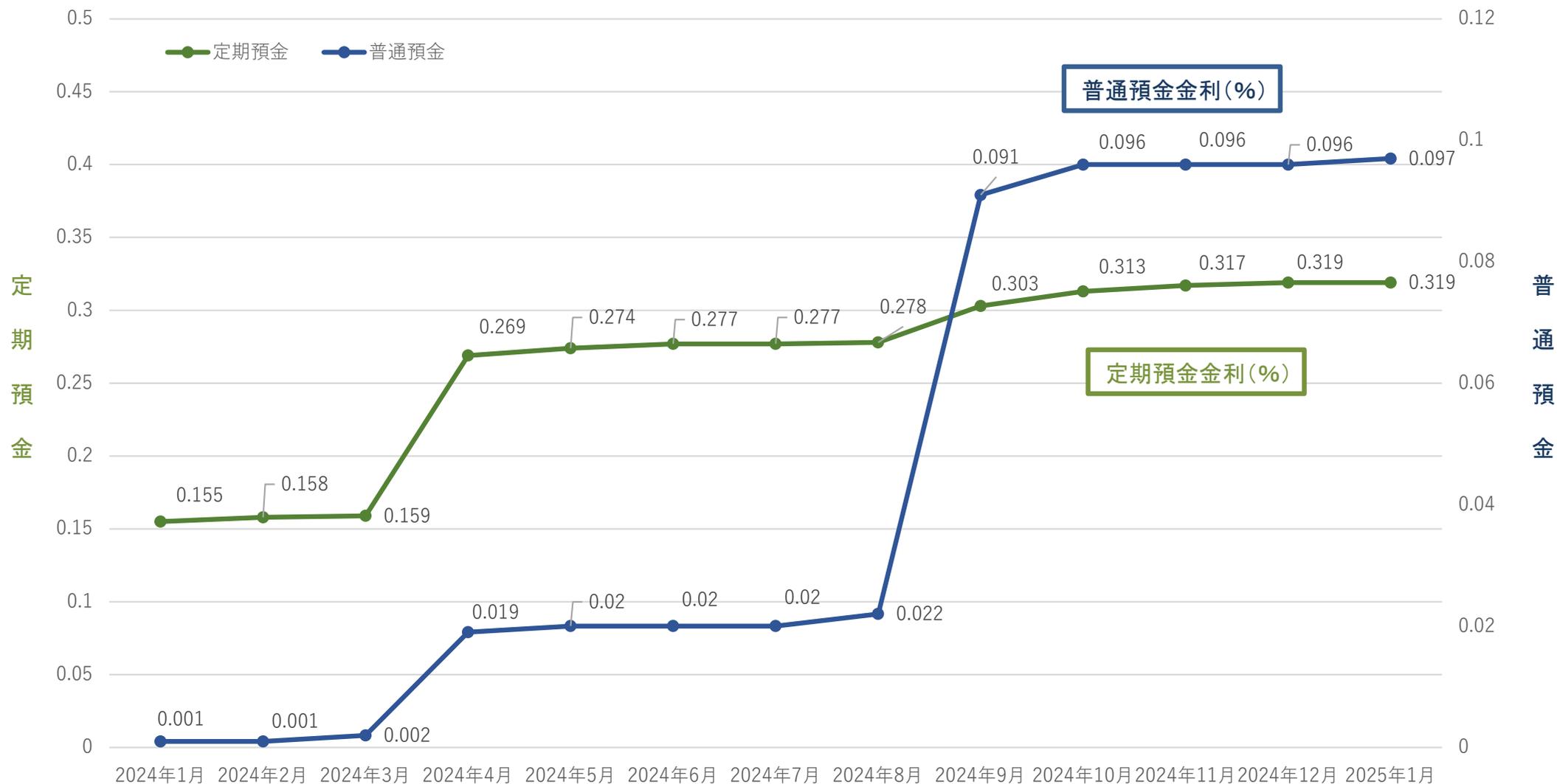
※1 普通預金金利については「日本銀行時系列統計データ」の当該年度の4月時点のものを掲載。

※2 税収額については決算統計データを基に作成。

※3 2000年(H12)から2002年(H14)にかけて増収となっているのは、郵便貯金の集中満期を迎えたことに伴うものであり、政府税制調査会総会提出資料(2002.2.19)によると、決算ベースで2000年+3.4兆円、2001年+2.8兆円、2002年+0.8兆円の増収があったと見込まれている。

直近1年の預金金利の推移

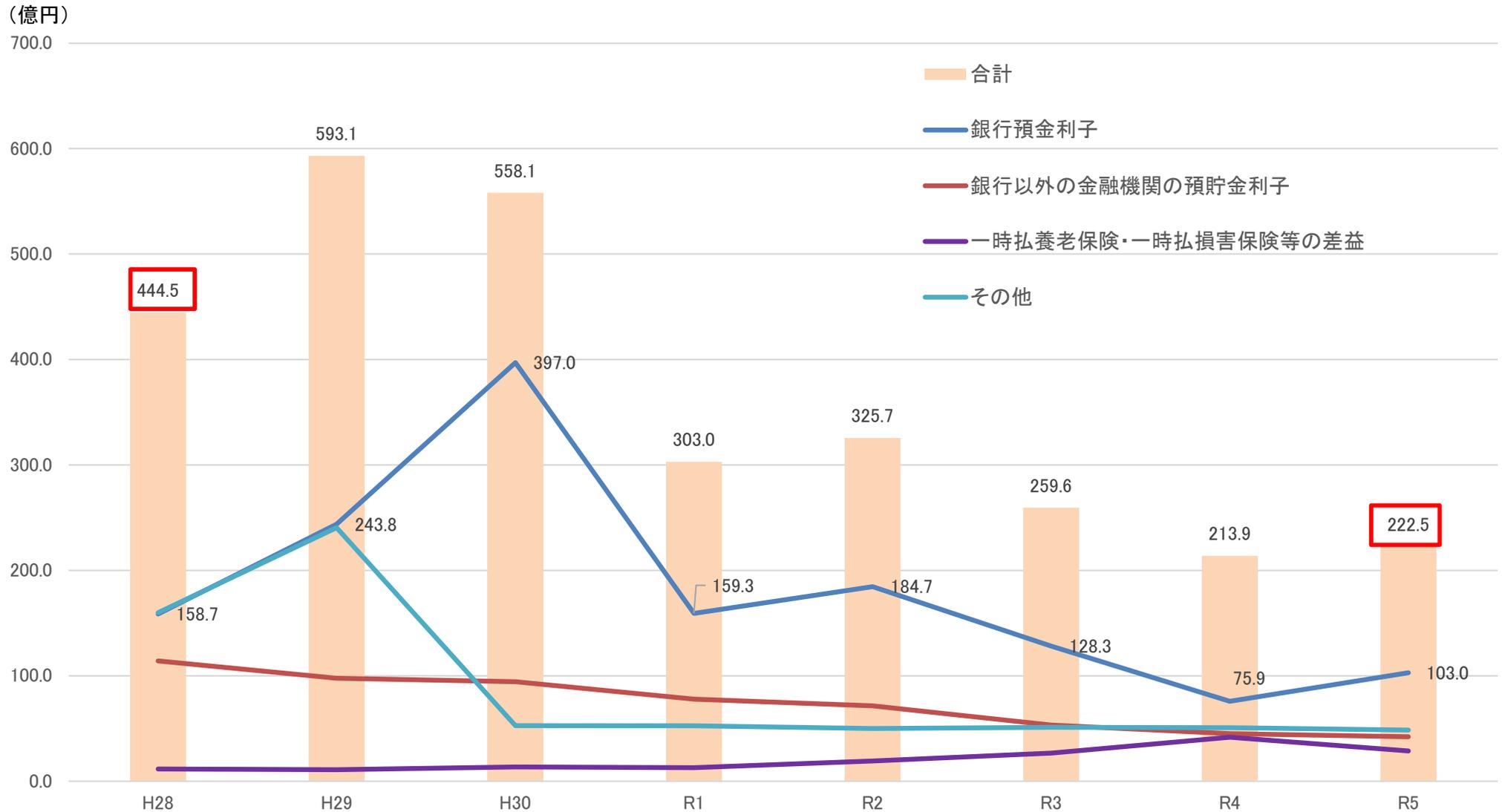
- 日銀の金利引き上げに伴い、足下の普通預金の金利は0.1%程度となっている。
- 今後、令和7年1月の日銀における政策金利の見直しによってさらなる引上げが見込まれる予定。
- なお、定期預金金利（預入期間10年等）については、昨年4月以降0.2%第後半～0.3%台前半で推移している。



※1 (出典)「日本銀行時系列統計データ」 ※2 定期預金については、預入金額 1千万円以上かつ預入期間10年のものに係る金利を表示している。

全国の利子割の内訳の推移

- 利子割税収はH28からR5にかけて▲222億円減少している(444.5億円→222.5億円)。
- 主な減要因としては「銀行預金利子」(▲55.7億円)について減少していることが原因となっている。
- 令和5年度においては、「銀行預金利子」の増加により、税収額が増加に転じている(213.9億円→222.5億円)。



出典: R1~R5「道府県税の課税状況等に関する調」

インターネット銀行の預金残高等

- 楽天銀行、住信SBIネット銀行などの実際の店舗を持たないインターネット専門銀行については、大手10行で預金残高は35兆円を超える規模。開設口座数については4,000万口座を超える規模となっている。
- インターネット銀行の営業所所在地について、上位9行について東京都となっている。

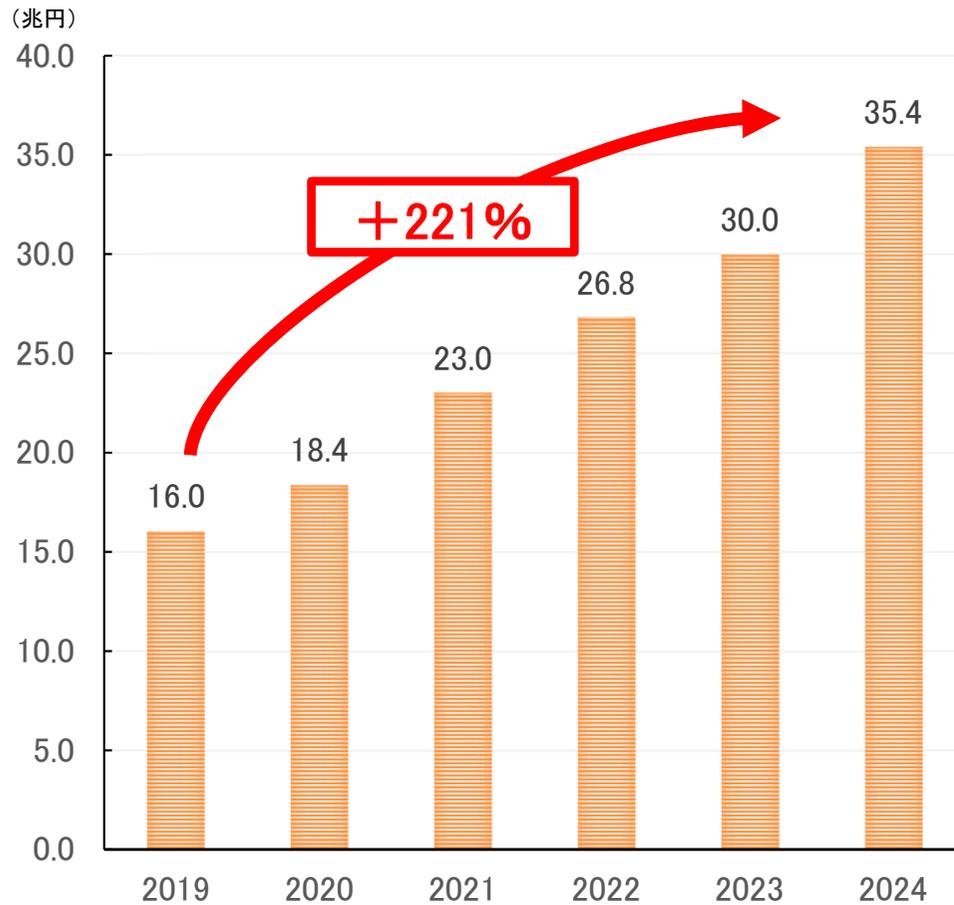
	銀行名	預金残高 (百万円)	【参考】口座数 (千口)	所在地
1	楽天銀行	10,540,200	15,236千口	東京都港区港南
2	住信SBIネット銀行	9,465,829	7,260千口	東京都港区六本木
3	大和ネクスト銀行	4,528,600	1,786千口	東京都千代田区丸の内
4	ソニー銀行	4,079,695	1,930千口	東京都千代田区内幸町
5	auじぶん銀行	3,882,793	5,967千口	東京都中央区日本橋
6	PayPay銀行	1,780,099	7,897千口	東京都新宿区西新宿
7	セブン銀行	598,300	3,037千口	東京都千代田区丸の内
8	UI銀行(東京きらぼしFG)	403,489	112千口	東京都港区南青山
9	ローソン銀行	75,651	110千口	東京都品川区大崎
10	みんなの銀行	25,642	1,020千口	福岡県福岡市中央区西中洲
合計		35,380,298	44,355千口	

※ 総務省調べ。預金残高、口座数について基本的には各社HPの2024年3月末時点の計数を記載している。ただし、みんなの銀行は2024年5月時点の概数で記載。

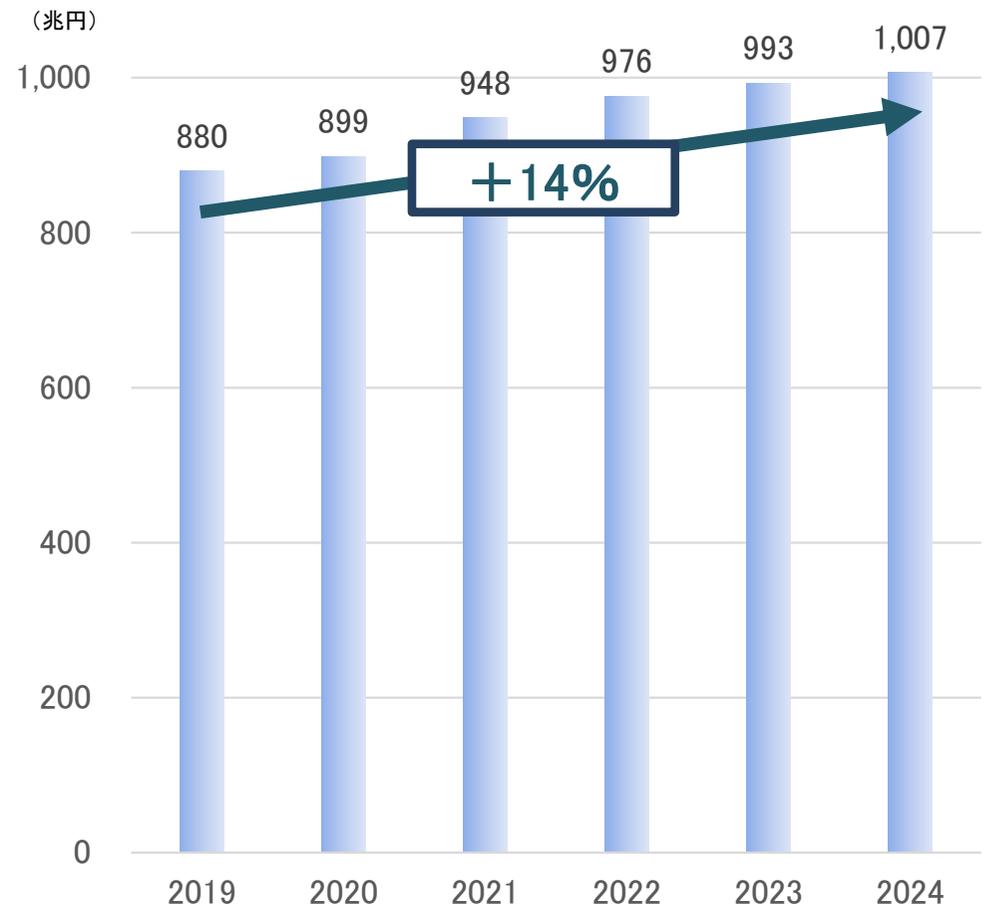
インターネット銀行の預金残高及び個人に係る預金残高の推移(2019年～2024年)

- インターネット銀行の預金残高は現在35兆円程度(2019年比+約19兆円、+221%程度)。
- 個人に係る預金残高は現在1,007兆円程度(2019年比+約127兆円、+14%程度)。

インターネット銀行の預金残高推移



個人に係る預金残高推移



※ インターネット銀行の預金残高については総務省調べ(法人分を含む数字)。楽天銀行、住信SBIネット銀行、大和ネクスト銀行、ソニー銀行、auじぶん銀行、PayPay銀行、セブン銀行、UI銀行、ローソン銀行、みんなの銀行10行の各年3月末時点の預金残高(各社HPを参照)の合計額を表示。

※ 個人に係る預金残高については「日本銀行資金循環統計」における家計の金融資産のうち、流動性預金と定期性預金の合計(当該年度の3月時点の値)

※ ゆうちょ銀行の個人貯金等の残高(2024年:188.4兆円(全国))はいずれの個人預金残高にも含まれていない。

都道府県別の特別徴収義務者数

- 利子割に係る全国の特別徴収義務者数（R5年度課税状況等調）は19,927者。
- 各都道府県別に見ると、最も多いところで7,780者（東京都）、少ないところで33者（島根県）。

(単位：人)

	銀行等	信用金庫等	農林中央金庫等	その他	合計		銀行等	信用金庫等	農林中央金庫等	その他	合計
北海道	23	32	110	463	628	滋賀県	13	11	17	151	192
青森県	9	7	15	99	130	京都府	32	10	10	611	663
岩手県	9	12	12	71	104	大阪府	76	27	16	437	556
宮城県	27	17	12	119	175	兵庫県	116	97	30	895	1,138
秋田県	13	7	14	34	68	奈良県	14	8	1	150	173
山形県	9	10	20	145	184	和歌山県	12	7	10	13	42
福島県	16	16	15	176	223	鳥取県	9	5	5	54	73
茨城県	21	11	32	270	334	島根県	5	4	5	19	33
栃木県	17	16	13	173	219	岡山県	22	15	9	170	216
群馬県	20	16	18	356	410	広島県	28	16	14	164	222
埼玉県	29	24	16	67	136	山口県	12	8	4	47	71
千葉県	17	19	19	535	590	徳島県	11	4	24	79	118
東京都	221	63	20	7,476	7,780	香川県	23	8	8	241	280
神奈川県	27	24	14	138	203	愛媛県	14	8	16	106	144
新潟県	19	24	29	399	471	高知県	12	7	7	42	68
富山県	14	13	17	237	281	福岡県	58	35	52	965	1,110
石川県	15	21	37	255	328	佐賀県	12	12	5	82	111
福井県	9	6	34	163	212	長崎県	15	11	11	188	225
山梨県	8	6	12	62	88	熊本県	20	12	15	100	147
長野県	9	12	16	36	73	大分県	19	8	14	107	148
岐阜県	16	16	8	182	222	宮崎県	11	7	2	127	147
静岡県	18	21	27	117	183	鹿児島県	14	9	23	153	199
愛知県	43	31	22	198	294	沖縄県	9	4	44	126	183
三重県	21	16	23	272	332	合計	1,187	773	897	17,070	19,927

※ その他は、証券会社、保険会社等が含まれる。

令和7年2月28日

資料4

④ 税込帰属の適正化のための方策

総務省自治税務局市町村税課

現行の地方税制における税收帰属の適正化のための方策

① 住所地課税

- 個人住民税は「地域社会の会費」的な性格を有するとともに、地方団体が提供する受益に対する負担という対応関係（応益性の原則）から、納税義務者の住所地に納めることが原則である（住所地課税の原則）。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（平成14年6月）（抜粋）

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格（負担分任の性格）を有するとともに、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものであり、また、税収入の面で見れば、税源の偏在性が少なく、税收の安定性を備えていることなどを踏まえ、地方税の基幹税として充実確保を図る必要がある。

② 地方消費税における清算制度

- 県境税調整に代替する現実的な解決策として、地方消費税の税收を消費基準に基づいて清算し、税の帰属地と消費地を一致させるもの。

平成7年度の税制改正に関する答申（平成6年12月）（抜粋）

- 今般創設されることとなった地方消費税については、現実的な解決策として地方消費税の税收を消費基準に基づいて各都道府県間で清算することとされ、これにより税の帰属地と消費地を一致させることとし、現行消費税の課税根拠との整合性を図ることとしている。
- 今般創設されることとなった地方消費税において採られた消費基準による精算システムは、この県境税調整に代替する現実的な解決策として位置付けることが可能である。各都道府県における最終消費額を直接把握し、これに応じた清算を行えば、消費者の負担額に応じた税收の帰属を図ることが可能となる。地方消費税の消費基準による清算は、実務的には計上の制約はあろうが、現実的な選択肢であると考えられる。

③ 地方譲与税制度

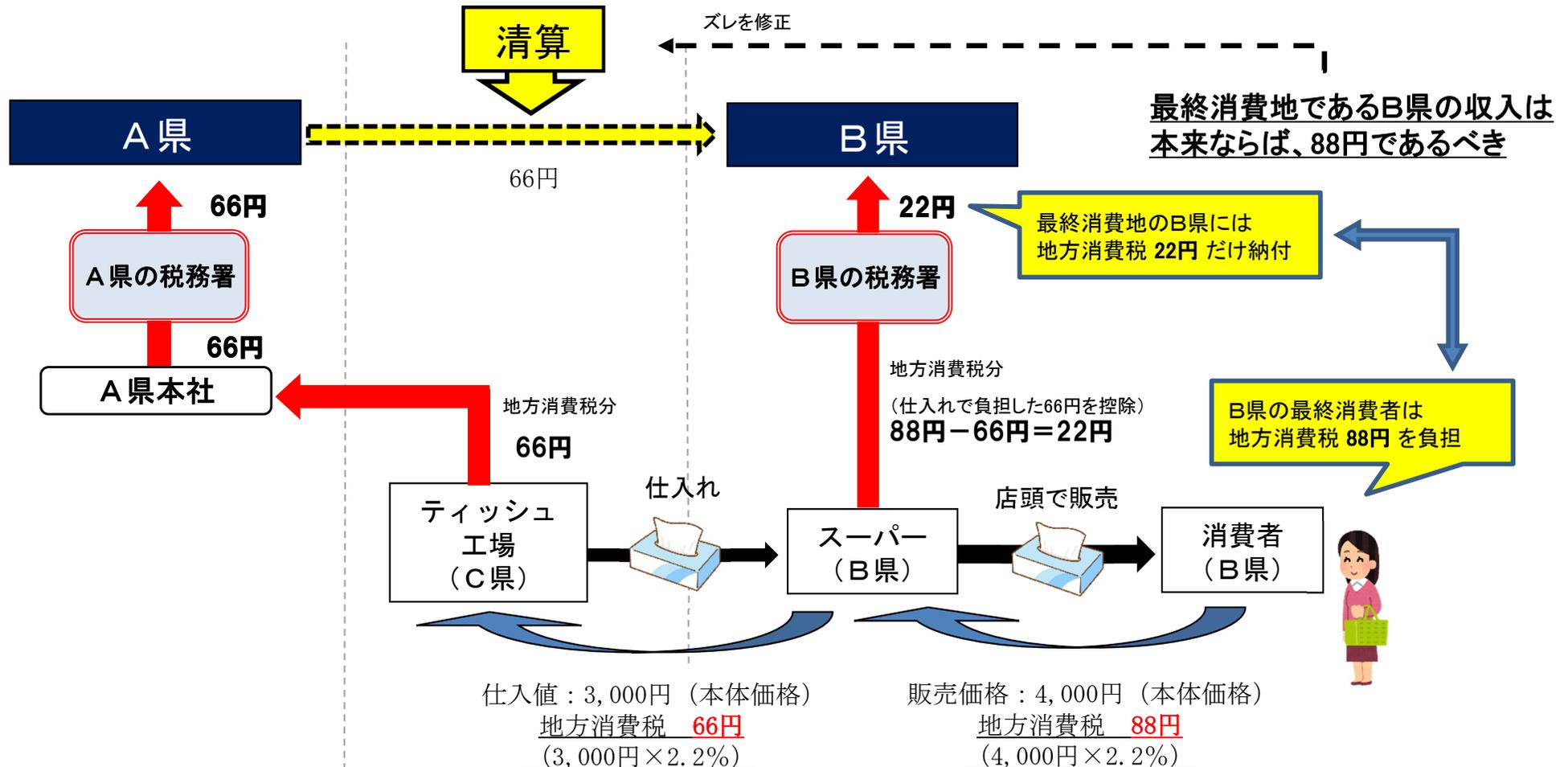
- 地方譲与税は、それぞれの地方譲与税に関する法律の目的・経緯等に基づき、国税として徴収した租税を、客観的基準によって地方団体に譲与するもの。（『租税法』（金子宏著、平成29年発行 第22版）（抜粋））
- 賦課徴収の便宜のほか、対象となっている税源の本来的性格やその地域的偏在性等にかんがみ、一旦国税として徴収したうえで、別の基準で地方団体に譲与するものである。つまり課税技術上の理由とあわせて、地方団体間の合理的な税源配分や財源調整を図る必要性に基づいて設けられたものである。（地方譲与税の譲与基準等に関する調査研究委員会報告書（平成7年3月）（抜粋））

【参考】地方消費税の概要

項 目	内 容	
1. 課税主体	都道府県	
2. 納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者	
3. 課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付	
4. 課税標準	消費税額	
5. 税 率	～令和元年9月：	63分の17(消費税率換算 1.7%) 国の消費税とあわせて 8%
	令和元年10月～：	78分の22(消費税率換算 2.2%) 10%
	<軽減税率対象>	78分の22(消費税率換算 1.76%) 軽減税率 8%
6. 税 収	64,151億円(令和4年度決算額) ※令和6年度地方財政計画額：64,004億円	
7. 使 途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)	
8. 清 算	国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算	
	指 標	ウエイト
	①「小売年間販売額(経済センサス活動調査)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額	50%(1/2)
③「人口(国勢調査)」	50%(1/2)	
9. 交 付 金	税込(清算後)の2分の1を市町村に交付	
	交 付 基 準	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス活動調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)
10. 沿 革	平成9年4月 創設 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ 令和元年10月 税率63分の17(消費税率換算1.7%)から78分の22(消費税率換算2.2%)に引上げ	

【参考】地方消費税における清算制度

- 地方消費税の税負担は、「最終消費者」に求めるものなので、税収も最終消費地の都道府県に入るべきもの
- 一方、地方消費税の納税は各流通段階で事業者が行うため、納税地の都道府県と最終消費地の都道府県にはズレが生じる
- このズレを修正するため、消費に相当する額に応じて税収を調整する「清算制度」を導入
地方税法第72条の114 「……各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、……」



(注)実際には、地方消費税分(2.2%)だけでなく、国の消費税分をあわせた分(10%)がそれぞれの段階で申告納付される。

地方譲与税制度

『租税法』(金子宏著、平成29年発行 第22版)(抄)

第1編 租税法序説

第1章 租税の意義

第2節 租税の意義と種類

2 租税の種類

* 地方交付税と地方譲与税

地方譲与税は、それぞれの地方譲与税に関する法律の目的・経緯等に基づき、国税として徴収した租税を、客観的基準によって地方団体に譲与するもので、税の名称がつけられているが、本来の意味の租税ではない。現在は、地方揮発油譲与税・石油ガス譲与税・自動車重量譲与税・特別とん譲与税・航空機燃料譲与税、地方法人特別譲与税の6種がある。

「地方譲与税の譲与基準等に関する調査研究報告書」(平成7年3月 財団法人自治総合センター)(抄)

第一部 地方譲与税について

第一節 地方譲与税の性格、沿革、現状

1 地方譲与税制度とは

地方譲与税制度は、本来地方税に属すべき税源を、形式上一旦国税として徴収し、これを国が地方団体に対して譲与するシステムであり、現行制度としては、消費譲与税・地方道路譲与税・石油ガス譲与税・航空機燃料譲与税・自動車重量譲与税・特別とん譲与税の6種類があり、大別して次の二つのパターンに分けることができる。

その一は、純然たる課税技術上の理由のみによって、一旦国税として徴収し、徴収した税額をそのまま徴収地の地方団体に譲与するものである。つまり、その税源を徴収することは、納税者の便宜や徴収機構・徴税費の面からみてかえって非効率であるという理由から、このような制度とされたものである。このパターンに属するものは特別とん譲与税であり、国庫に帰属するとん税とあわせて特別とん税が課され、特別とん税の部分は全額関係地方団体に譲与される。

その二は、賦課徴収の便宜のほか、対象となっている税源の本来的性格やその地域的偏在性等にかんがみ、一旦国税として徴収したうえで、別の基準で地方団体に譲与するものである。つまり課税技術上の理由とあわせて、地方団体間の合理的な税源配分や財源調整を図る必要性に基づいて設けられたものである。地方譲与税としてはこのパターンがむしろ典型的であり、特別とん譲与税以外の地方譲与税はすべてこのパターンに属するが、この種の地方譲与税には、他の国税とともに徴収して譲与されるものと、同一の国税の中から地方分として譲与されるものがある。地方道路譲与税は前者であり、消費譲与税・石油ガス譲与税・航空機燃料譲与税・自動車重量譲与税は後者である。

1. 森林環境税 [令和6年度から課税]

課税主体 : 国 ※市町村が行う法定受託事務

納税義務者 : 国内に住所を有する個人

課税方式 : 賦課課税方式 ※地方団体の賦課徴収、納税義務者等の納付・納入は、個人住民税均等割の例により、併せて行う。

税率 : 1,000円(年額)

国への払込み : 都道府県を經由して全額を国の譲与税特別会計に払込み

※(例) 給与特徴者11月分の払込みスケジュール:

納税義務者 → (11月分徴収) → 特別徴収義務者 → (12月10日まで) → 市町村 → (1月10日まで) → 都道府県 → (2月末まで) → 国

その他 : 非課税の範囲、免除、納付・納入、罰則等に関して所要の措置

2. 森林環境譲与税 [令和元年度から譲与]

譲与総額 : 森林環境税の収入額(全額)に相当する額

※令和元年度から令和6年度の間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用(2,300億円)。

譲与団体 : 市町村及び都道府県

使途 : (市町村) 森林整備、人材育成、木材利用・普及啓発等

(都道府県) 市町村支援、市町村の森林整備の円滑な実施のための森林整備、

人材育成・木材利用・普及啓発等

譲与基準 : (市町村) 総額の90%に相当する額を私有林人工林面積55%、林業就業者数20%、人口25%で按分

※私有林人工林面積については、林野率により補正

(都道府県) 総額の10%に相当する額を市町村と同様の基準で按分

※令和5年度以前の年度分は、私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%の譲与割合により譲与。

譲与時期 : 9月(3月～8月までの収入額)、3月(9月～翌年2月までの収入額)

使途の公表 : インターネットの利用等の方法による公表を義務付け

【参考】法人事業税交付金

- 地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設。

(平成29年4月1日～→【改正】令和元年10月1日～)

※ 年度間の税収変動や偏在性の大きい市町村分の法人住民税法人税割の一部を、外形標準課税が導入され、税収の安定化が図られてきた法人事業税の交付金に置き換えることにより、市町村の税源の偏在是正と財政運営の安定化にも寄与。

1. 交付額

都道府県の法人事業税額(標準税率分)の100分の7.7 (市町村分の法人住民税法人税割の引下げ(2%)相当分)

- ※ 令和元年度中に各都道府県に納付される法人事業税に基づく各市町村への交付金は、令和2年度に交付すべき交付金と併せて、令和2年度中にまとめて交付。
- ※ 令和2年度の交付率は100分の3.4。

2. 交付基準

従業者数

※ 経過措置として、3年間は以下のとおりとする。

令和2年度 : 法人税割額
令和3年度 : 2/3…法人税割額 1/3…従業者数
令和4年度 : 1/3…法人税割額 2/3…従業者数

3. 交付時期

年3回 : 8月(前年度3月から7月までの間の収入分)
12月(8月から11月までの間の収入分)
3月(12月から2月までの間の収入分)

- 個人住民税は住所地課税が原則だが、利子割においても住所地課税が可能か。
- その他税収帰属の適正化のための方策として考えられるものはあるか。
- 金融機関と地方団体の事務負担としてどのようなものが考えられるか。
- その他検討すべき事項はあるか。

令和7年2月28日

資料6

⑥検討会のスケジュール

総務省自治税務局市町村税課

検討会のスケジュール(案)

- 第1回 利子割の制度概要
(2月28日) 今後の検討にあたっての論点
検討会のスケジュール
- 第2回 関係団体からの意見聴取
(4月3日) 方策の検討に係る論点①
- 第3回 方策の検討に係る論点②
- 第4回 方策の検討に係る論点③
骨子(案)の提示
- 第5回 基本的な考え方にとりまとめ